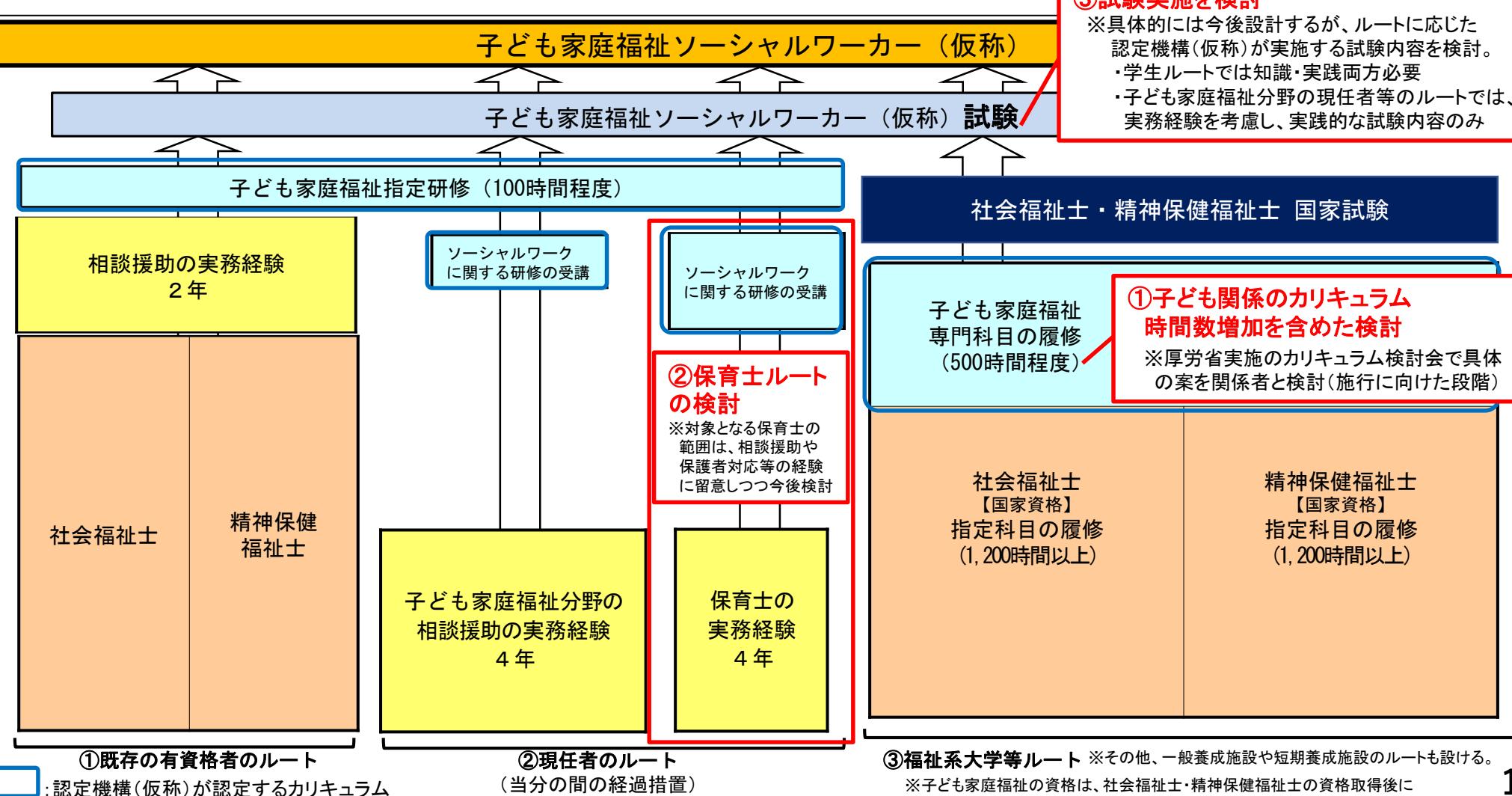


子ども家庭福祉分野の資格について(案)

案① 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設（学生・社会人ルートの実施）

- 子ども家庭福祉分野の新たな資格（**子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）**）を創設
- 社会福祉士・精神保健福祉士が子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程・研修課程を修めた場合や、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を十分に有する場合等に対し、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機関（仮称）が認定
- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づけ**
- 現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験）や、施設等に配置するインセンティブを設定



案② 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設（社会人ルートのみ実施）

- 子どもの尊い命や暮らし、またその権利を、早急に、1人でも多く守るため、児童福祉行政の現場に十分な専門性を身につけたソーシャルワーク能力のある人材を輩出し、複雑で複合的なそれぞれの家庭の状況に対応する人材の資質向上を図るべき。とりわけ、児童福祉行政の現場への早期の効果の波及ができる枠組みとする必要がある
- このため、まずは、既存の有資格者や現任者のルートについて、一定の研修・試験を経て取得する認定資格として実施。この枠組みが実効性の高い仕組みとして早期に実施できるよう、研修内容の精査などその準備を確実に実施

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称） 試験

※認定機構が試験を実施。社会人ルートは
指定研修等の効果も測定する実践的な試験内容

子ども家庭福祉指定研修（100時間程度）

相談援助の実務経験
2年

ソーシャルワーク
に関する研修の受講

ソーシャルワーク
に関する研修の受講

社会福祉士

精神保健
福祉士

※対象となる保育士の範囲
は、相談援助や保護者対
応等の経験に留意しつつ
今後検討

子ども家庭福祉分野の
相談援助の実務経験
4年

保育士の
実務経験
4年

①既存の有資格者のルート
■認定機構（仮称）が認定するカリキュラム

②現任者のルート
(当分の間の経過措置)